

【保存版】

令和8年4月

保護者のみなさんへ

京都市立双ヶ丘中学校
校長 杉本 千恵

台風等や地震に対する非常措置についてのお知らせ

台風等について

本校においては、台風等により京都市（※テレビ等においては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び御室・宇多野・花園・高雄のいずれかの学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐーる等で最新の情報をお知らせいたしますのでご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4 避難指示が発令された場合について

(1) 土砂災害の避難指示等について

本校の校区である鳴滝総合支援学校（宇多野小学校区）・高雄小学校は「土砂災害特別警戒区域」に含まれていることから、校区内に避難指示が発令された場合には、校区内小学校および各自治連合会と協議の上、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ることがあります。

裏面あり

(2) 水害の避難指示等について

本校の校区である御室・宇多野・花園学区は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。御室・宇多野・花園のいずれかの学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

※「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

5 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。帰宅については、生徒個人カードに記載の対応（保護者等への引き渡し）といたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

地震について

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の右京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（ホームページやすぐーる等）により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、生徒個人カードに記載の対応（保護者等への引き渡し）といたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考え行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。